

はま だ し しょう ひと
「浜田市 障がいのある人も
ひと とも い
ない人も共に生きることができ
じょう れい せい てい
まちづくり条例」が制定されました

へいせい ねん がっし こう
(平成 30 年 7 月施行)

こま
こんなことで困ったことはありませんか？

レストランなどの
いんしょくてん
飲食店に入ろうとし
たら、車いすを利用
していることを理由
に断られた。



目的地に行くのに
どの電車を利用すれ
ばいいのか分からず
駅員にたずねたが、
わかるように説明し
てくれなかった。



スポーツクラブや
カルチャーセンター
などに入会しようと
して、障がいがある
ことを伝えると、そ
のことを理由に断ら
れた。



さいがいじ きんきゆう ひなん
災害時の緊急避難
所で、聴覚障がい
あることを管理者に
つた かんりしゃ
伝えたと、必要な情
ほう ていぎょう おんせい
報提供は音声でしか
おこな
行われなかった。

アパートやマン
ションを借りようと
して、障がいがある
ことを伝えると、そ
のことを理由に貸し
てくれなかった。



やくしょでのかいぎに招
かれ、わかりやすく
内容を説明してくれ
ないよう せつめい
る人が必要だと申し
出たが、用意しても
らえなかった。



「浜田市障がいのある人もない人も共に 生きることができるまちづくり条例」

とは、どんな条例なのでしょうか？

「障がいを理由とした差別」をなくす条例です

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に安心して生きることができる社会を実現するための条例です。



●対象となる「障がいのある人」とは

障害者基本法で定められたすべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい〈発達障がいを含む〉、そのほか心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

障がいを理由とした差別には、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

「不当な差別的取扱い」

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

障がいのある人が「社会的障壁」の除去を必要としていることが認識できる場合において合理的な配慮をしないことです。



合理的配慮が求められる「社会的障壁」とは？

合理的配慮が求められる社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、次のような事物、制度、慣行、観念のことで、

- ① 社会における事物 (通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度 (利用しにくい制度など)
- ③ 慣行 (障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念 (障がいのある人への偏見など)

社会的障壁の具体例

「道路の段差」

3cm程度の段差でも車いすは進めなくなります。



「書類」

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



「ホームページ」

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。



合理的配慮として好ましい例

交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。



視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。



聴覚障がいのある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。



こま 困ったときはご相談ください

しょう りゆう さべつ こま はまだし たんとうまどぐち そうだん
障がい理由とする差別で困ったときは、まず浜田市の担当窓口にご相談
ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた相談窓口を紹介
します。

と あ さき 問い合わせ先

はまだしけんこうふくし ぶ ちいきふくし か しょう ふくし かり
浜田市健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉係

〒697-8501 はまだしとのまち ばんち
浜田市殿町1番地

でん わ ちやくつう
電話 0855-25-9322 (直通) FAX 0855-22-9733

メールアドレス fukushi@city.hamada.lg.jp

